

平成25年1月21日

小牧市都市計画審議会
第2回議事録

都市建設部都市政策課

小牧市都市計画審議会議事録

- 1 平成25年1月21日 平成24年度第2回小牧市都市計画審議会が小牧市役所東庁舎大会議室に招集された。
- 2 出席委員は、次のとおりである。

長 田 宏	山 本 典 男	山 下 智 也
鈴 木 義 久	大 塚 俊 幸	川 島 公 子
小 川 真由美	澤 田 勝 巳	伊 藤 茂
安 江 美代子	落 合 勝 之	稲 垣 孝 子
山 下 正 幸		

(山 田 満 代理)
- 3 欠席委員は、次のとおりである。

白 鳥 洋 子
- 4 会議事件は、次のとおりである。
 - 1 議事録署名者の選任
 - 2 議案審議
 - 議案第1号 尾張都市計画桃花台地区計画の変更について
 - 議案第2号 尾張都市計画公園2・2・716号上切公園の変更について
- 5 会議の傍聴人
1名
- 6 議案の説明者は、次のとおりである。

都市政策課、みどり公園課、市民病院総務課

(午後2時00分開会)

事務局

それでは、平成24年度第2回都市計画審議会に入らせていただきます。

まず、始めに本審議会の委員についてご報告をさせていただきます。

天野委員におかれましては、愛知県議会議員を辞職されましたことに伴い、本会委員を辞職されております。

従いまして、委員総数は15名から14名と1名減となっております。

また、委員の交代がございました。

小牧市議会議長の交代に伴いまして、水谷委員が辞職され、新たに議長に就任されました川島委員と交代し、新たに安江委員が就任されております。

今後ともよろしく願います。

なお、委員の皆様のお手元には、審議会委員名簿を配布させていただいておりますのでご確認いただきたいと思います。

それから、本日、白鳥委員におかれましては所用のため欠席との連絡を受けておりますので、本日の出席委員は13名であります。従いまして、委員総数14名の過半数に達しておりますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項により本会議は成立をいたしております。また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条第1項により本日の会議は公開とさせていただきます。

本日、1名の傍聴の申出がありました。

なお、審議会の議事録につきましては、情報公開コーナー、小牧市ホームページにより公開をさせていただきます。それでは、会の開催に先立ちまして、都市建設部長江口よりご挨拶を申し上げます。

都市建設部長

皆さんこんにちは。本日は、公私ともご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日ご審議いただく議案であります。小牧市で定めます都市計画案件のうち「尾張都市計画桃花台地区計画の変更について」及び「尾張都市計画公園2・2・716号上切公園の変更について」の2件を議題とさせていただきます。どうか、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

事務局

続きまして、大塚会長からご挨拶をいただきたいと思います。

議長

皆さん、こんにちは。大学では、皆さんご存知と思いますが、昨日、一昨日とセンター試験がございまして、1年の中で結構大変な日であったんですけど、皆さんこれ

から年度末でお忙しいと思いますけど、今日はお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は2件でございます。これらにつきましては、特に重要な案件ということでございますので、慎重にご審議いただきたいと思います。

簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、以後の議事の進行につきましては、会長にお務めいただきたいと思います。大塚会長によろしく願いいたします。

議長

それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきたいと思います。

まず、日程第1 議事録署名者の選任ということでありまして、小牧市都市計画審議会運営規程第8条によりまして、会長において2名を指名させていただきます。本日の議事録署名者を、山田 満委員、落合 勝之委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2 議案審議に入ります。

「議案第1号 尾張都市計画桃花台地区計画の変更について」事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号 尾張都市計画 桃花台地区計画の変更についてご説明申し上げます。

ご説明に先立ちまして、既にご承知置きのこととは存じますが、地区計画制度について簡単に触れさせていただきます。地区計画につきましては、線引きや用途地域などの既決定の都市計画を前提とはいたしますが、一定のまとまりを持った「地区」を対象としまして、その地区の特性に応じたきめ細かい規制や誘導などについて定めるまちづくりの計画であります。

本市では、現在、この桃花台地区をはじめとしまして9地区の地区計画を定めております。

では次に、今回変更しようとしております桃花台地区計画についてのご説明に移らせていただきます。

初めに、現在の桃花台地区計画について、ご説明申し上げます。

桃花台は、桃花台新住宅市街地開発事業の施行により、道路・公園等の公共施設及び住宅等の整備が計画的に進められた地区であります。このため、桃花台の地区計画につきましては、この事業効果の維持増進を図り、居住環境の良好な住宅市街地とし

ての調和ある発展を誘導するとともに、事業後の居住環境の悪化を未然に防止し、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図ることを目的とし、平成元年9月19日に当初の指定がなされました。

恐れ入りますが、お手元の資料、10ページをご覧ください。

現在、地区計画を定めている区域を表示した図であります。赤い太線が地区計画区域、赤色で斜線表示している箇所が地区整備計画区域のA地区、青色で斜線表示している箇所がB地区であります。

ご覧いただきますとおり、地区計画区域としましては、桃花台全域であります。地区整備計画区域につきましては、現状、戸建て住宅が建ち並んでいる地区としており、建築物等の用途の制限や壁面の位置の制限などの事項を、用途地域の制限に加える形で定めているものであります。

そして、地区整備計画区域のうちA地区につきましては、用途地域が第一種低層住居専用地域であり、B地区につきましては、第一種中高層住居専用地域であります。B地区につきましては、古雅三丁目地内の図の区域であり、集合住宅等の建築が予定されておりましたが、平成19年に、愛知県住宅供給公社により戸建て住宅地として開発されることとなりました。このため、当該区域、B地区につきましては、同年、桃花台域内の他の戸建て住宅地、A地区と同じ水準の制限となるよう定めたものであります。

なお、B地区の用途地域につきましては、今後、桃花台域内の他の箇所の土地利用の状況を観ながら、適切な時期に見直しが必要であると考えているところであります。

続きまして、今回の変更案の概要についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の9ページをご覧ください。

青い線で囲まれている、この城山一丁目地内において、その土地利用にあわせ、新たに地区整備計画区域に編入しようとするものであります。

城山一丁目地内については、用途地域は第一種中高層住居専用地域であり、これまでは愛知県住宅供給公社の所有地となっており、先ほどお話ししました古雅三丁目と同様に、集合住宅等の建築が予定されておりました。

恐れ入りますが、資料の8ページをご覧ください。

しかしながら、この土地については、昨年7月に民間事業者に売却がされ、交差点部分にかかる土地については、商業地として、それ以外の土地については、住宅地として開発がなされることとなりました。このため、住宅地については、周辺の低層住宅地区と調和のとれたゆとりとうるおいのある良好な住環境の形成と維持保全を図るため、新たに地区整備計画区域（B地区）に編入するものであります。

交差点部分の商業地につきましては、周辺の住宅地区と調和をとり、周辺住宅地のゆとりとうるおいのある良好な住環境の形成と維持保全を図るため、新たに地区整備計画区域（C地区）を指定し、建築物の用途制限、建築物の壁面の位置の制限、建築物の高さの制限などを定めるものであります。

次に、地区計画の具体的な内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料、戻りまして1ページをご覧ください。

「議案第1号 尾張都市計画桃花台地区計画の変更」であります。

名称は「桃花台地区計画」。位置及び面積は、古雅、城山、桃ヶ丘、光ヶ丘、城山地内の約322.2ヘクタールであります。

失礼いたしました、城山を今2回申し上げましたが、一つは篠岡の誤りであります。謹んで訂正をさせていただきます。

説明に戻らせていただきます

区域の整備開発及び保全の方針につきましては、表記のとおりであり、ここまでの箇所についての変更は、ありません。

続いて、地区の区分であります。住宅地として開発が進められる1.1ヘクタールを新たにB地区に加え、3.5ヘクタールから4.6ヘクタールに変更し、商業地として開発が進められている0.3ヘクタールについては、新たにC地区とするものであります。

次に、建築物等の用途の制限であります。B地区については、変更前と同様であり、C地区については、現用途である第一種中高層住居専用地域の建築物の用途制限から地区整備計画で一部を制限するものであり、次に掲げる用途以外の建築物は建築できません。

1として、次のア～カの用途に供するもので、その用途に供する床面積の合計が500平方メートル以内のものとしており、

ア. 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗。ただし、葬儀屋を除きます。

イ. 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの。なお、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限ります。

ウ. 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの。なお、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限ります。

エ. 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

オ. 物品販売業を営む店舗又は飲食店。ただし、物品販売業を営む店舗においては、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除きます。

カ. 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

次に2として、診療所、病院

3として、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

4として、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

5として、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの

6として、1戸建ての専用住宅

7として、事務所、学習塾、華道教室、囲碁教室、アトリエ、工房その他これらに類する用途を兼ねる1戸建て住宅

8として、前各号の建築物に附属するものとしております。

次に、敷地面積の最低限度であります。B及びC地区については150平方メートルの制限がかかります。

次に、容積率であります。B及びC地区については10分の10（100%）の制限がかかります。

次に、建築物の高さの最高限度であります。B及びC地区については、10mかつ北側斜線の制限がかかります。

ただし、階段室等で一定の基準を満たすものについては、規制が緩和されることになります。

なお、敷地面積の最低限度、容積率、建築物の高さの最高限度の3点について、B及びC地区において規制となる理由をご説明いたします。

A地区の用途地域については、第一種低層住居専用地域、B及びC地区については、第一種中高層住居専用地域となっており、A地区については第一種低層住居専用地域の用途規制の中でこの3点の規制がかかっております。しかしながら、B及びC地区については、用途がA地区と異なることから、地区整備計画の中で、規制を設けるものであります。

次に、建築物の壁面の位置の制限であります。変更前と同様、建物の外壁又はこれらに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1mであります。ただし、物置等の附属建物で軒の高さが2.3m以下であり、かつその面積が5平方メートル以下であるもの又は自動車車庫と敷地境界から0.55m以上離れた出窓は制限を受けません。

最後に、垣又はさく構造の制限は、変更前と同様、かき又はさくの高さは、敷地地盤面から1.5m以下となります。

なお、この案件については、11月1日から15日までの間に都市計画法第16条に基づく縦覧、12月3日から同月17日までの間に都市計画法第17条に基づく縦覧を都市政策課にて行いました。

その結果、16条縦覧で2名、17条縦覧で4名の縦覧者がありました。意見書の提出は16条・17条縦覧、共にありませんでした。

市としましては、必要な法手続であります2回の法定縦覧以外に桃花台地区区長会長及び新たに地区整備計画に編入を予定しています、城山一丁目地内のB、C地区の土地所有者に対して説明も行っており、ご理解を賜っております。

以上簡単ではございますが、議案第1号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

地区計画で新たに地区整備計画、B地区C地区を新たに追加するということです。かなり細かく説明をいただきましたが、何かその点で理解できないだとか、もう少しこの部分はどうかといったご質問ございましたら、お願いいたします。

委員

資料の8ページを見ているんですが、今回、新しくB地区になる所のすぐ南に有料老人ホームが建築に入っているようなんですが、これは今回のB地区には入っていないということですか。

議長

それでは事務局よろしくお願いします。

事務局

今、委員から質問のありました老人ホームにつきましては、このB地区の区域外になります。資料にBと表示がされております文字の辺りかと思しますので、B地区の区域ではございません。

委員

特に高さ制限とか用途制限は、この有料老人ホームの所にはかかっていないということでしょうか。

事務局

委員のお話のとおり、こちらの箇所につきましては、第1種中高層住居専用地域の規制のみとなります。

委員

分かりました。

議長

この地区整備区域の外側ということで、一般の用途地域の規制の対象地であるということです。

他にいかがでしょうか。

委員

変更前と変更後では、C地区が新たに加わったということで、地図を見ますと交番

のすぐ南になります。そういった中でC地区の制限がかなり多く掲げられていますが、これはどういったことから制限がかけられたのか。

事務局

C地区の制限をかけている理由のご質問ですが、まず、建物に関してであります、建築物の敷地面積の最低限度ですとか、容積率、或いは建築物の高さ、あと建築物の壁面位置について制限をかけていますが、B地区の戸建住宅地区に隣接しますことから、こういった規制をかけさせていただいております。また、用途に関する制限につきましても、第1種中高層住居専用地域で認められます用途以外にも桃花台のまちづくりの観点から、一定の用途については規制をかけさせていただいております。

委員

ありがとうございます。よく分かりました。

確かにB地区は面積を見ても少ないですし、そこにC地区が新たにということですので。

議長

これまで中高層住宅地、これを戸建住宅地にするということで、より住環境を良好にする必要があるということで、規制をかけるということでもあります。

議長

ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。

無いようですので、採決の方に入りたいと思います。

議案第1号 尾張都市計画桃花台地区計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号 尾張都市計画桃花台地区計画の変更については原案のとおり可決されました。

続きまして議案第2号、尾張都市計画公園2・2・716号上切公園の変更について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案第2号のご説明をさせて頂く前に、事前配布させていただきました資料について、本日、図面を2枚、追加の説明資料として配布させて頂いておるところですが、修正をお願いいたします。

2枚目のA4の図面ではありますが、公園の名前が違っておりました。三ッ瀨南公園となっていますが、上切公園でございますので、訂正させていただきますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

それでは、ただいま提案となりました 議案第2号 尾張都市計画公園の変更 について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

上切公園について 都市計画変更の手続きをお願いしようとするものであります。

公園の種別といたしましては、街区公園1箇所であります。

公園の番号及び公園名は2・2・716号 上切公園であります。

公園の位置につきましては、小牧市常普請一丁目、面積は、約0.31ヘクタールであります。

ここで、ただいま申し上げました、種別、名称についてご説明いたします。

公園の種別には周辺に居住する方の利用に供することを目的とする公園として、街区公園、近隣公園、地区公園があります。公園の標準面積をそれぞれ0.25ヘクタール、2ヘクタール、4ヘクタールとしております。

次に公園の名称でございますが、都市公園の場合、番号及び公園名で表示しております。番号は区分、規模及び一連番号の3つの数字で表示します。

最初の数字の2は街区公園を示しております。他に近隣公園は3、地区公園は4で示します。

次の数字は規模を表し、2は面積1ヘクタール未満を示しております。1ヘクタールから4ヘクタール未満は3、4ヘクタールから10ヘクタール未満は4で示します。

次の3ケタの数字は小牧市に割り振られている街区公園の一連番号であります。番号のスタートは、701番から始まります。

次に、都市計画決定の理由であります。公園の位置及び面積の変更を行い、機能向上及び利用者の利便性向上を図るものであります。裏面をご覧ください。具体的な理由の概略であります。公園の位置を変更し再整備を行うことで、緑の基本計画における公園施設の緑化を小牧市民病院と一体的に行うことが出来ます。また、周辺住民や病院利用者の利便性の向上や多様なニーズの対応、公園機能の向上を図ることにより都市計画マスタープランの地域目標である“小牧の玄関にふさわしい魅力を備え、豊かで快適な暮らしの出来るまち”を推進することが出来ます。小牧市民病院の建替え計画に合わせ、都市計画公園の誘致距離を考慮しつつ、病院の表玄関に接する位置とし、広い面積を確保することにより、公園の機能向上、利用者の利便性向上を図るものであります。

続きまして本日、追加させて頂きましたA3の用紙、小牧市都市計画図をご覧ください。この図面は位置図となっております。もう1枚のA4用紙は2,500分の1の図面になります。こちらの図面で詳細な位置を示させていただきます。赤で塗りつぶしてあります箇所が今回の対象となります公園位置でございます。

市役所から東へ約0.7km、本市中心市街地から西へ約1kmの住宅市街地内に

位置し、地域の基幹病院である小牧市民病院に隣接しています。

公園の位置変更により、病院と一体となった配置や整備を行うことにより、病院外構緑化と連携が図られ、緑の連続性が形成されます。また、周辺には修景整備された新境川や、保健センターなどがあり、地域住民や病院利用者の安らぎや憩いの場として利用することが可能となることから、病院建設中は公園の利用が出来なくなります。これらのメリットを考慮し位置の変更を行うものであります。以上が都市計画公園の変更の概要であります。

なお、経過と今後の手続きであります。平成24年9月15日に住民説明会を実施したところ、主な意見として周辺道路は交通量が多く公園の利用者の安全が確保できるのか、また、病院建設中の公園は利用できないのかなどの意見がありました。

利用者の安全確保については、現在、道路の線形や歩道の拡幅や形状、公安委員会への信号機設置の要望、市民病院への出入り口の位置などについて、道路課、小牧市民病院と検討を行っております。また、病院建設中の公園利用については、先ほど説明させていただきましたが、病院と一体となった配置、整備を行うことにより、病院外構緑化と連携が図られ、緑の連続性が形成されることにより、地域住民や病院利用者の安らぎや憩いの場として利用することが可能となることから、病院建設中は公園の利用が出来なくなり、公園利用者には不便をおかけしますが、周辺の公園を利用させていただくよう周知をしていきます。

次に平成24年11月に愛知県へ事前協議を行い、都市計画変更案の公告、縦覧を12月3日から12月17日まで行いましたところ、期間中の閲覧者は2名でありました。特に意見書はございませんでした。

このあと、議決をいただきますと、県知事との協議を経た後に変更の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第2号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

委員

市民病院をつくるから、公園を移動させるというような感じだが、ここは区画整理事業で公園をつくって、現在使用している公園を、現在建物が建っているところに替えるというのは、常識では考えられない話である。しかも、都市計画の変更をして。

病院建設の支障となるといって退かそうとする計画にも見えるし、現在の病院の敷地でレイアウトして、どれだけ色々なレイアウトをしたのかとか、いろんなことを検討していかないと、これは別としても、これから市だとか物が作る時に、これは邪魔だとか、この間どかせとか、この家邪魔だとか、そう発想になりかねない。特にこれは一番やっていけないことだと思う。いけないことで無いことかも知れないが、

市の病院なので仕方が無いかも知れないが、個人の人が、駐車場をつくりたいから、公園を退かしてといっても、退かせる訳にはいかない。

昔の話で申し訳ないが、ふれあいセンターをつくった時に、中に道があった。その道を退かすといったので、周辺に付け替えの了解とり付け替えを行った。その時に、自分は水道課にいて、水道の話も出てきて、周辺に付け替えたので、周辺の人も土地利用ができています。

だから、物をつくるときに公共用地のそういうものを前提にしてレイアウトを考えていかないと。ジャスコでもそうだが、中に道が1本残っている。いつでも、潰しても残るようにしてある。周辺に付け替えて。あの時は、潰すといっていたが。やっぱり公共用地だとか、そういうものを前提に計画を考えていかないと、こういうのがまかり通るようになると、これは別だが、市だから、県だから、例えばコンビニをつくりたいので指定変更を替えようかという発想になりかねないので、多少こういうことを歯止めにするなり、考えてやっておかないと、問題だと言われたときに弱い。建物下に公園建設、県はいいと言ったかも知れないけど、そういうことを色々考えて最善の方法のレイアウトを考え、更に周辺の理解を得て特例的にやるだとか、何かを考えておかないと、今度、図書館をつくらないといけないから、この家邪魔だと言われた。言われても何ともならない。新交通でも一緒だ。上末の人たち、あちこちに飛ばされて、東山に出られてるのだが、新交通いらなくなったといったら、センター4mに広くしたので、何件もの人が集団移転している。それで今は、雀の巣があるだけなので、そういうことを見ると公共施設というのは、真剣に考えてやっていかないといけない。これは、意見ですけど。

特にこれは訳が分からない。建物がある下に替えるというのはあり得ない話だ。単純に病院が更地になって、それから計画決定するなり、整備するなり、色々な歯止めをしておかないと。病院が建っているところに計画決定する。どうかと思う。そういうようなことを思いますので、今後もこういうことが出てきたら、慎重にやってほしい。

議長

公共施設のために邪魔だから退けというような思想に繋がりがねないので、その辺はよく考えるべきでないかというご意見かと思えますけど。

多少説明不足の所もあったかと思えますけど、今の話について事務局、何か補足で説明いただけるようなことがあるでしょうか。

要は、病院の建て替えであれば、基本的には病院の敷地内で建て替えということが原則で考えるべきではないかと。多分、そのことも考えた上で必要性があって、今回のようなことになったという、その必要性、何故こうなったのか。そこの辺りを少し説明いただけたらいいかと。

事務局

こちらにつきましては、市民病院を建てるために今の上切公園の敷地を取り込んで、病院を建設する予定をしております。そのため、現病院の方を壊してから建てることは出来ないのです、上切公園の方に病院を建てさせていただいてから、病院の方の現有建物を壊して、そこに公園を建設させていただこうということで、現在の計画を立てておりますので、今回は、上切公園の方を、まず病院を建ててからということでお願いしたいということで、提案をさせていただいております。

議長

私の方から少し補足をさせていただきますと、私の理解では、現位置の建て替えは良い事だと思います。最近、病院とか公共施設が郊外にどんどん移転して行って都心の空洞化が進むということが、問題になっておりますので。現位置建て替えというのは良いことだと思います。ただ、現位置建て替えする時に、病院ですから建て替えの期間中、営業をしないという訳にはいかない。やりながら、同時に建て替えをしようとする、やはり周辺に更に敷地を拡大して、そこで建て替えをしながらというような、移動させながらパズルのようになっていくという、そういう風になことにならざる得ないのかなということで、民間の土地ということでなく、たまたまそこに市の土地があるので、そこを活用させていただいて、最終的には病院も新しくなって、公園も整備されてという将来に向かっていきたいと思います。そういうようなことだと思いますけど。よろしいでしょうか。

委員

作業ヤードとか、それから病院の機能。継続しながら建てようとする、スペースが足りないということだと思いますので、了解します。

議長

他に。

委員

今の上切公園は、市之久田区画整理。昭和60年頃に終了だと思いましたが、この市之久田区画整理の中で、この上切公園は出来ていると今まで理解している訳ですが、確かに区画整理は完成して、委員さん達も解散している訳ですが、当時、責任者でやっていただいた方も、数名存命でいらっしゃるというふうに理解しておりますが、そこ辺りに、やはりこれは人間の感情的なものでありますけど、ご説明をしていただいているのでしょうか。

議長

事務局いかがでしょうか。

事務局

9月15日に市民病院の講堂をお借りしまして、説明会をさせていただきました。参加者は、15名ということで、説明会において説明をしたというふうに判断をしております。

委員

私が申し上げているのは、確かにその区画整理事業は完成して委員会は解散しておりますが、大字市之久田区ですので、北里の方でいいますと郷中であるとか、小さいところでいいますと池新田であるとか、今の外堀一丁目、二丁目、三丁目辺りの町内、常普請、ここ辺りの地元の方が役員でご苦労された。相当な年数がかかっている。6年も7年も、もっと10年位かかっていますか。その中で、確かに高齢で亡くなられた方が多数あることを知っていますが、まだ、その当時の委員さんが、ご健在でいらっしゃるのですが、その辺りにも、一応こういう方法で市として今度、市民病院を建て替えるのにあたって、ご苦労していただいた上切公園、こういう風にしていこうと思っているのだとか。この前、私もこの地元説明会いきましたけど、高齢者の方ですから、ここには私も参加したけど、おいでになっていませんでした。

議長

住民説明会をしたけれども、ここには来られていない。個別に、そういう説明をされたかどうかというご質問です。

事務局

この段階ではしておりませんし、今もしておりません。

議長

住民説明会の対象のエリアには入っている訳ですね。

事務局

声はかけさせていただいております。

委員

気持ちの問題でお聞きしました。

議長

そういうご意見があったということで、今後、スムーズに事業を進めていっていただけるにあたって、ご配慮いただければと思います。

他に如何でしょうか。

委員

今の説明を聞いていますと、病院の建て替えのために、公園を移動するという風なことになると思うんですが、上切公園の今ある環境としましては、非常にいい公園だなと私も認識しているんですけども、今度、東の方に替わることによって、公園としての、利用する側の安全性がもの凄く心配だなと考えているんですけど、その辺では、信号設置のことやら色々考えていかれると思うんですが、なかなか住民の方が利用しにくい公園になってしまうなど感覚を持つのですが。そういう点では、かなり慎重な配慮をいただきたいと思う。

議長

それは、要望ということによろしいですか。

委員

要望もそうですけど、その辺をどういう風に考えているか回答をいただきたい。

議長

地元説明会でも、先程の説明でもありましたように、地元からも安全性の確保は強い要望として出ているということで、それに対して、どの様に考えているかということで、重複になるかもしれませんが、もう一度ご説明いただければと思います。

事務局

位置を変更することによりまして、道路付になりますので、歩道の幅員の確保は当然のことではありますが、横断防止柵など、この辺りの構造などの変更とか、信号設置については、強く公安委員会に要望をしていきたいと考えております。あと、道路の形態については、公園だけではすみませんので、市の道路課との協議もありますし、病院の方との協議も随時行っていきたいと考えております。

委員

公園に隣接する北側は立体駐車場になっていくのですかね。西側の方は、市民病院のロータリー、玄関の方になるのかなと思うんですが、本当に公園としての役割というのは、十分役割を果たしていけるような、信号のことは勿論ですね。ここは、もの凄く交通量が多い。ですから、どの辺に信号を考えているのか分からないですが、十二分に配慮していただきたいということを強く要望しておきます。

それから、どれくらいの期間になるのでしょうか。公園が使えなくなるという期間は。

議長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

約5年間です。

議長

安全性の確保というのは、やはり一番重要な点でございますので、今考えてみえることで終わることなく、更に、どういったことが手立てとして考えられるかということをご検討いただいて、万全の策をとっていただければと思います。

他に如何でしょうか。

委員

一点確認をしたいのですが。以前、私たち議会の方でも、この市民病院の建て替えにあたっては、完成図もいただいた記憶が私にはあります。先程から話しているとおり、公園があるのでまずは、病院自体、今も診療を行ってますし、入院もしているので、空いている場所に病院をつくる。それから、全て移動した上で、今あるところに立体駐車場をつくるという形で、徐々にその計画と完成図もいただいている。その際に公園が、玄関先になっていた記憶があるのですが。先程、聞きましたら、平成24年9月15日に説明会があったという中で、この上切公園がこちらに移動して、安全性の中では危ないとの意見もでていたのですが、何時この角に公園を移動させるという案がでたりとか、以前、私たちがもらった完成図の中に入っていたか、その確認をさせていただきたい。

事務局

以前、議会にお示ししました建て替え基本調査の方にも、同じ図面を付けさせていただいております。当初の計画から、こちらの方の玄関前の方に移転するというごことでさせていただいております。

委員

ありがとうございます。後で、再度確認をしてみます。

そういった中で、先程委員からも出ていましたとおり、やはり公園となりますと、憩いの場という面では、患者さん、若しくは住民の子どもさんとかも使うと思いますので、そういった中で、本当に安全面には是非気をつけていただきたいと思いますので、お願いします。

議長

今、出された意見は安全性の確保を万全にということと、そもそも公園としての役

割、機能の低下にならないような、そういう配慮をしてほしいというご意見でありました。

議長

他にご質問、ご意見よろしいでしょうか。

それでは、他にないようですので採決に入りたいと思います。

議案第2号尾張都市計画公園2・2・716号上切公園の変更については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ありがとうございます。それでは異議なしと認めます。

よって議案第2号尾張都市計画公園2・2・716号上切公園の変更については、原案どおり可決されました。

続きまして、日程第3その他に入りたいと思います。事務局から何かございますか。

事務局

ご審議ありがとうございました。

次回の都市計画審議会の予定でございますが、現時点におきましては、案件の方が具体化しておりません。よって、次回、審議会の予定は申し上げることが出来ませんが、また、案件の方が出てまいりましたら、大塚会長とご相談の上、委員におかれましては、また、ご連絡を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、これをもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。2つの議案につきまして、お認めいただきましてありがとうございました。それに関して付随で幾つか貴重なご意見をいただきましたので、その辺り、今後、実際に進めていくにあたって配慮していただいて、進めていっていただければと思います。

長時間に渡りまして、慎重審議いただきましてありがとうございました。

これをもちまして平成24年度第2回小牧都市計画審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。